

令和2年度滋賀県風しん予防接種助成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 風しん予防接種助成事業費補助金（以下「補助金」という。）は、滋賀県が実施する風しん抗体検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、風しんワクチンの接種を推奨された者を対象として、市町が実施する当該予防接種の助成に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 風しんワクチンの接種に必要な経費を助成することにより、妊婦を風しんから守り、子どもの先天性風しん症候群の発生をなくすことを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する事業に取り組む県内の市町(大津市を除く。)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を満たす風しん予防接種助成事業とする。

- (1) 接種対象者については、以下のいずれにも該当する者とする。
 - ① 滋賀県風しん抗体検査事業による風しん抗体検査を受けた者。
 - ② ①の検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、担当医から風しんワクチンの接種を推奨された者。
- (2) 風しんワクチンの接種の期間については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に実施したものとする。ただし、風しん抗体検査の期間については、令和2年3月1日から令和3年3月31日までの期間に実施したものとする。
- (3) 助成対象となる風しんワクチンの接種は、1人につき生涯に1回を限度とする。
- (4) 風しんワクチンとは、麻しん風しん混合ワクチンも含むものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

ア 次の表の対象経費の欄に定める経費の実支出額と基準額の欄に定める額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
風しん 予防接種 助成事業	(1)風しんワクチン (2)麻しん風しん 混合ワクチン	次により算出した 額の合計 7,000円×接種者数	風しん予防接種（令和2年4 月1日から令和3年3月31日 までに接種されたものに限る 。）の助成に要する経費（事務 費を除く。）	1 / 2

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された合計額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1および2による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第7条 規則第3条の規定に定める事業計画書および添付書類の様式は、別紙様式1とし、補助金の交付を受けようとする市町の長（以下「補助対象事業者」という。）は、知事に提出しなければならない。また、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告書および添付書類の様式は、別紙様式2とし、知事に提出しなければならない。また、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日から起算して30日を経過した日または別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請

があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(遂行状況報告書)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 氏名 印

年度風しん予防接種助成事業費補助金の交付申請について

年度風しん予防接種助成事業費補助金について、 円を交付されるよう、
滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 風しん予防接種助成事業費補助金予定額調書(別紙様式1-1)
 - (2) 風しん予防接種助成事業費補助金経費所要額明細書および実施計画書
(別紙様式1-2)
- 3 添付資料
 - (1) 歳入歳出予算書抄本
(補正を予定している場合は、補正後の額を計上した補正予算見込書)
 - (2) その他参考となる資料

担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号

(別紙様式2)

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 氏名 印

年度風しん予防接種助成事業費補助金の事業実績報告について

年 月 日付け滋蕨感対第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業が完了したので滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 風しん予防接種助成事業費補助金精算書 (別紙様式2-1)
- (2) 風しん予防接種助成事業費補助金精算額等明細書および実績報告書
(別紙様式2-2)

3 添付資料

- (1) 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- (2) その他参考となる資料

担当部署
担当者名
電話番号
FAX 番号

(別紙様式1-1)

風しん予防接種助成事業費補助金予定額調書

市町名 0

区分	種目	対象経費 支出予定額 (A)	寄付金等 その他収入予定額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	基準額 (D)	県補助基本額 ((C)、(D)のいずれか 少ない方の額) (E)	県補助額 (E) × 1/2 (F)
風しん予防接 種助成事業	風しんワクチン	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0
	麻しん風しん 混合ワクチン	0		0	0	0	0
合計		0	0	0			0

注：「県補助額(F)」の合計欄は、1円未満を切り捨てた額を記入すること。

注2：県補助金の対象となる分のみ計上すること。

基準額については、滋賀県風しん予防接種助成事業費補助金交付要綱「第5条 ア」参照

風しん 予定者数(人)	0
麻しん風しん 予定者数(人)	0
基準単価 (円)	7,000

風しん予防接種助成事業費補助金経費所要額明細書および実施計画書

市町名

風しん予防接種助成事業

種 目	事業開始 (予定)日	ワクチン接種費用 (1人あたり予定)	ワクチン助成金額 (1人あたり予定) (E)を除く	(C)の接種 予定者数	ワクチン助成金額 (1人あたり予定) (生活保護者等、 (C)と割合が違う人)	(E)の接種 予定者数	接種予定者数 (合計)	対象経費 支出予定額
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
風しんワクチン		円	円	人	円	人	人	円
麻しん風しん 混合ワクチン								
計							0	0

注：「対象経費支出予定額(H)」の合計欄は、1円未満を切り捨てた額を記入すること。

注2：県補助金の対象となる分のみ計上すること。

注3：(E)および(F)に該当がない場合、斜線をひくこと。

風しん予防接種助成事業費補助金精算額等明細書および実績報告書

市町名

風しん予防接種助成事業

種 目	事業開始日 (A)	ワクチン接種費用 (1人あたり) (B)	ワクチン助成金額 (1人あたり) (E)を除く (C)	(C)の接種数 (D)	ワクチン助成金額 (1人あたり) (生活保護者等、 (C)と割合が違う人) (E)	(E)の接種数 (F)	接種者数 (合計) (G)	対象経費支出額 (H)
		円	円	人	円	人	人	円
風しんワクチン								
麻しん風しん 混合ワクチン								
計							0	0

注 1: 「対象経費支出額(H)」の合計欄は、1円未満を切り捨てた額を記入すること。

注2: 県補助金の対象となる分のみ計上すること。

注3: (E)および(F)に該当がない場合、斜線をひくこと。